

都道府県センター普及啓発・広報事業（石油特会）

100百万円（100百万円）

地球環境局地球温暖化対策課

## 1．事業の概要

我が国は「京都議定書」において温室効果ガス排出量の6%削減を約束したが、依然として温室効果ガスの排出量は減少基調に転じておらず、特に業務その他・家庭部門と運輸部門の増加が著しい。

これらの部門における温室効果ガス排出量を削減するためには、各地域においてその特性に応じた取組を行うことが重要である。

このため、地球温暖化対策の推進に関する法律第24条に基づき知事が指定した都道府県地球温暖化防止活動推進センター（都道府県センター）が、その区域の住民、事業者、地球温暖化防止活動推進員等に対し、シンポジウム、セミナー等を通して地球温暖化問題の重要性や代エネ・省エネ等に関する様々な情報を普及啓発・広報する事業を補助する。

## 2．事業計画

都道府県センターに対し、10百万円を上限に定額補助

## 3．施策の効果

都道府県センターは、地域のNPO・企業・自治体とのパートナーシップにより運営されているため、地域住民の視線に立った効果的な普及啓発事業を企画・実施することができる組織であり、温暖化防止ミュージカル、市民出前講座、小学生向け温暖化紙芝居など地域特性を活かし創意工夫に満ちた事業の実施により、国民各界各層の意識を改革し、省エネ活動等具体的な温暖化対策の実施が期待できる。

# 都道府県センター普及啓発・広報事業



## 普及啓発・広報事業

住民の学習機会を提供し温暖化対策を実行する意欲を喚起

都道府県センターのもつ地域のNPO、企業、自治体とのネットワークを最大限に活用して、セミナー等による情報を地域内の各層に迅速かつ広範囲に伝達することにより、市民への普及啓発機会を提供する事業



温暖化防止行動の活発化

家庭部門の二酸化炭素排出量の削減